

平成 26 年(ハ)第 1153 号 慰謝料請求事件

原告

被告 小川達夫

被告 吉田卓朗

2015 年 1 月 19 日

八王子簡易裁判所訴訟1係 御中

原告準備書面 3

本訴訟を提起せざるを得ない実情とは、昨年に立川支部が、原告主張に係る、両被告の弁論の併合申立を却下したことにある。

小川訴訟を提起した当時の原告の主張は以下のとおり、この後の吉田訴訟提起ではこの被告吉田は被告小川と真逆な認否をした、この時点で勝敗は決まった。

知らぬ間に戸籍を変えられたら、「誰が戸籍変えた…、気味が悪い、早く本当の戸籍を取り戻したい」しかし小川はこれを家裁に相談することなく、国賠訴訟などに訴えた。戸籍事件は家裁に申立をして、元に戻してから相手を追及すべしと進言するも、小川は国家の不正を糾す為に、敢えて民事訴訟を提起していると聞かない。また吉田は何度も家裁に相談したが、訴訟事件ゆえに裁判に委ねよと門前払いされると事件屋の主張をしている

争点 B

一旦ネットの世界で公開されたら取り消しは出来ない、従って例え誹謗中傷を繰り返す相手であってもその素性(個人情報)を明かす等の私的制裁は許されない、法治国家では法律に委ねるべきである。

昨日1月18日に、訴外・巫召鴻氏が管理する匿名掲示板への吉田に拠る、個人情報暴露記事削除要求したところ、「諸般の事情により、掲示板の書き込みについて、管理者のチェックを入れることにしました。投稿された記事のうち、管理者が承認できない記事は公開されません。」

2011 年春から4年間に亘り、即時掲載することなく管理者チェックの実施を巫氏には要請し続けきたが、ここにきて初めて応じたのである、これも巫氏への再度の提訴を仄めかす抗議の成果である。

しかし小川掲示板(週刊相場情報)は、吉田の個人情報暴露目的の投稿記事を温存して削除しない、或いは削除したくとも吉田の強要・脅威から出来ない。

以上

証拠方法 甲第10・11・12号証を提出する。

原告の証拠説明書

号証	標目	写し 原本	作成 者	立証趣旨
10	小川掲示板 1月16日	写し	吉田	検索結果目的の実名暴きの事実
11	通告書 1月18日	写し	原告	吉田の不法行為に抗議した事実
12	変更告知 1月18日	写し	巫	掲示板投稿方式を変更した事実